

福江大火による被災市街地の土地区画整理事業による復興に関する調査

長崎大学工学部 学生会員 垣山一機 長崎大学工学部 フェロー 高橋和雄
長崎大学工学部 正会員 中村聖三

1. はじめに

地震災害や大火などで市街地が被災した場合、被災した地域を整備し、そこに住む人々の生活をいち早く回復させることが重要となる。また、大災害が再び起こらないような防災都市をつくるために復興事業として土地区画整理事業が行われるが、この土地区画整理事業は被災した住民に街路や公園の用地の確保のために減歩を強いられるなどという一面も持ち合わせており、防災機能を備えた街づくりには減歩の工夫や工期の短縮などによる住民の理解が必要となる。

本研究では、昭和37年9月26日、福江市街地一面を焼け野原とした福江大火後に行われた土地区画整理事業について調査した。調査方法としては当時の資料の収集^{1)~4)}やヒアリング・現地調査を行い、土地区画整理事業の評価と事業を行う過程の中で浮かび上がる問題点を明らかにする。

2. 福江大火の概要

昭和37年9月26日午前2時10分頃、市街地の北端、長崎県福江市東浜町九州商船福江支店倉庫付近から出火し、風速約10メートルの強風にあおられて、またたく間に酒屋町をひとなめにし、さらに繁華街の東町、新栄町、新町、西町、上町、北町、恵比寿町、万町、奥町等、合計604戸を焼いて6時間後の同日午前8時10分頃風もおさまりようやく鎮火した。現場は福江市の中心部で、官公庁や商店など主な建物はほとんど全焼し、戦後、県下では最大の火災となった。なお、大火による全被害状況は、被災面積13.2ha、被災棟数811棟、被災人員3,936人で、被害額は約40億円という莫大な金額にのぼった(表-1)。

土地区画整理事業による復興

(1) 土地区画整理施工区域

土地区画整理事業の施工区域は被災した131,570㎡と被災区域に隣接する37,025㎡を含めた168,595㎡とした。図-1に被災区域と区画整理事業の区域、被災前の主な施設を示す。

(2) 土地区画整理事業の内容

大火直後、直ちに復興計画が検討され、その方針を決定した。その方針の軸として、五島列島の政治や文化、経済の中心として、かつ西海国立公園の基幹都市としての機能、美観を備え、しかも不燃性を兼備し、健全な市民生活に十分寄与しうるよう幅員16mの街路を2本、12mの街路を2本、4~8mの区画街路配し、公園を2箇所配置するというものであった(表-2)。早速計画区域内の仮建築を除いた建築規制を開始した。その後、被災者側にも計画の内容が説明され、昭和37年11月9日から同年11月22日まで福江市役所と長崎県五島支庁で縦覧に供されたが、被災者側は反対の意を示した。その反対内容とは、計画区域の拡大は不必要、16m街路は不必要であり12m以下にする、公園は区域外に計画する、被災前の道路網を活かすなどの意見が出された。その後も幾度と両者との間で協議がなされた。福江市は官公庁や病院などを区域外へ移転させるなどの減歩緩和対策を行ったが、それ以外は計画通り事業を進め

表-1 福江大火による被害¹⁾

業種	棟数	被害額 (単位 万円)
官公庁	15	45,000
病院	13	33,000
住宅	407	100,440
商店、旅館、サービス業	329	200,139
その他	47	15,621
計	811	394,200

図-1 区画整理施工区域³⁾

る姿勢を見せた。被災者はますます反発し、福江區画整理対策委員会を立ち上げ反対運動が本格化した。その間に建設省から設計の認可を受け、県知事からも事業計画の認可があり、土地區画整理事業の事務の委託の許可がおりた。その後、仮換地の指定が行われ、昭和38年2月下旬に區画整理区域に第1号の本建築がなされた。本建築が行われ始めると次第に反対運動の勢いは衰えた。街路も住民の反対が少ない箇所から事業が進められた。大火から4年後の昭和41年初夏、街路がほぼ整備され、残りの2箇所の公園も完成し福江大火の復興事業は完了した(表-3)。

(3) 復興事業の評価

この福江大火の復興では、火災前のおよそ2倍に拡幅された街路など大胆な土地區画整理事業が行われ、市街地は整然とした防火都市としての機能を十分に発揮できる近代都市に生まれ変わった。また、商店街にアーケードが整備され、五島列島の中核都市として発展し、復興後の昭和40年代は市街地が最も栄えた。

また、官公庁や病院を區画区域外へ移転させる等の減歩緩和策や借家、借地人のための宅地造成も行われるなどの行政の努力も評価される。さらに、この大火を教訓に、昭和39年2月に国は政令で人口3万人以上の都市に常備消防を義務付けた。

(4) 復興事業の課題

復興の中で生じた行政と市民との衝突は課題として検討すべき点である。行政側の早期復興の取組みが住人への説明不足や計画の見直しをしないことが反対運動を加熱させてしまった結果となり、逆に復興事業を難航させて施工担当者の心理的負担は大きかった。

街路の工事期間中には拡幅した道路は整地をただけの状態、降雨時に地面がぬかるんで道路に面した商店に近づくことが出来なかったり、機械の騒音や舞い上げられる粉塵など工事中の住民への配慮も欠けていた。

現在の福江の商店街は、郊外大型店舗の出店や病院の移転により客足が遠のき、以前の活力が失われている。買い物だけに限らず新しい魅力を商店街が生み出していくことが現在の課題となっている。

3. おわりに

今回の調査では、土地區画整理事業推進において行政と市民による話し合いが重要であり、行政の独断で事業を進めることはかえって市民の反発を買い、事業の難航を招くことになることがわかった。また、工事中でも生活住民への配慮が必要である。

参考文献

- 1)長崎県福江市：福江復興のあゆみ，p.9，1966。
- 2)福江大火20周年記念事業運営協議議会：福江大火20周年記念誌，pp.84～87，1982。
- 3)長崎県福江市：福江大火30周年記念 ガレキと灰の中から，p.5，p.10，p.11，1992。
- 4)長崎県福江市：福江市史下巻，pp.388～405，1995。

表-2 土地區画事業の概要⁴⁾

項目	内容
計画街路	16m街路3本，12m街路2本
公園事業	4,797 m ² に児童公園2箇所
事業費	3.7億円
減歩率	18.51%
減歩率緩和策	公共施設等を被災地区区域へ移転

表-3 復興までの動き²⁾⁴⁾

年月日	行政	地域
S37年9月26日	大火発生	
28日	知事，市当局，市議会議員らが対策会議を開催，復興計画の方針決定 建築規制開始	
10月1日	設計案と9項目の基本方針を市議会へ提出	
9日	市は議会全員に原案を説明，了解を得る。	商工会議所役員及び被災者代表が市より説明を受けるが反対
11日～26日	市議会，住民に計画案の内容説明を行う。	住民の意見が反映されておらず反対
11月7日	施工区域及び都市計画事業決定告知	
9日～22日	土地區画整理事業計画を縦覧	
29日		被災地区住民大会で事業絶対反対を宣言
S38年1月30日	仮換地指定	
S41年夏	復興事業完了	